

## 入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

### 1 件名及び調達内容

（1）件名 令和8年度燃料類の単価契約

#### （2）調達内容

① 品目：ガソリン（レギュラー）、規格：スタンド給油

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	78,900

② 品目：ガソリン（ハイオク）、規格：スタンド給油

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	23,000

③ 品目：軽油、規格：スタンド給油

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	18,500

④ 品目：軽油、規格：配達

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	2,200

⑤ 品目：灯油（4,000リッル以上）、規格：配達

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	44,000

⑥ 品目：灯油（4,000リッル未満）、規格：配達

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	157,500

⑦ 品目：A重油（4,000リッル以上）、規格：配達

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	45,300

⑧ 品目：A重油（4,000リッル未満）、規格：配達

地区名	予定数量（リッル）
管内全域	5,500

⑨ 品目：プロパンガス、規格：配達

地区名	予定数量（m <sup>3</sup> ）	納入場所
二戸市	2,340	二戸地区合同庁舎、二戸高等技術専門校、二戸警察署、二戸駅前交番、金田一駐在所、福岡高等学校、北桜高等学校（工業校舎）、二戸北星支援学校
一戸町	80	一戸交番、北桜高等学校（総合校舎）、北桜高等学校農場、二戸北星支援学校奥中山校
軽米町	100	県北農業研究所、県北家畜保健衛生所、軽米駐在所、軽米高等学校
九戸村	60	伊保内高等学校

※予定数量はあくまでも見込みの数量であり実際の給油量等を保証するものではありません。

（3）契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 入札参加者資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（3）岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（4）県北広域振興局（二戸地区）管内（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）に本社（本店）を有する者、または管外に本社（本店）を有しているが、管内に支店等を有し、その支店等が（3）の資格を有しております、かつ、指定された数量及び納入場所に確実に納入できる者であること。

（5）ガソリン（レギュラー）、ガソリン（ハイオク）及び軽油（スタンド給油）の品目について、原則として、当該地区における別に定める岩手県の基準公所まで概ね3km以内の場所に給油所を有している者であること。

（6）入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指

名停止を受けていない者であること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、入札参加資格等審査に必要な書類として、次の書類を令和8年3月3日（火）午後5時までに13(2)の場所に1部、提出しなければならない。
- なお、郵便による提出も認めるが、期日必着とする。
- ア 入札参加申請書（様式第1号）
- (ア) 希望する品目、規格の該当地区における入札参加希望欄に「○」印を記入すること。
- (イ) (ア)で「○」印を記入した地区における給油及び配達を担当する営業所（スタンド名等）の所在地、電話番号、取扱銘柄を記入すること。
- (ウ) ガソリン（レギュラー）、ガソリン（ハイオク）及び軽油（スタンド給油）の品目について、(イ)で記入した営業所から当該地区の基準公所までの概算距離を記入すること。
- なお「基準公所」と「使用公所」は、必ずしも一致しないものであること。
- (2) 入札参加申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、当該申請書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札参加申請書は、岩手県において審査するものとし、適合すると判断された者のみ入札参加できるものとする。なお、当該申請書の補足、補正等は認めるが、令和8年3月9日（月）午後5時までとする。
- また、審査結果は、令和8年3月11日（水）午後5時までにファックスにより通知する。

### 4 入札の方法等

- (1) 1 (2) の表中の品目、規格及び地区ごとの1リットル（プロパンガスにあっては1m<sup>3</sup>）の単価（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとする。）で入札すること。
- 落札決定に当たっては、入札書（様式第2-1～12号単価入札書）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- なお、軽油（免税軽油を除く。）の場合は、入札書に記載された金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額に、当該金額の100分の10に相当する額及び軽油引取税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、見積もった金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に軽油引取税に相当する額を加算した金額を入札書に記載するものとする。
- (2) プロパンガスにおいては、同品目中の複数の地区における入札を認めるものとする。
- (3) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
- (4) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
- また、一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (6) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

### 5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月16日（月）午前9時30分（開始時刻）

品目	規格	地区	入札予定時間
ガソリン（レギュラー）	スタンド給油	管内全域	午前9時30分
ガソリン（ハイオク）	スタンド給油	管内全域	午前9時40分
軽油	スタンド給油	管内全域	午前9時50分
軽油	配達	管内全域	午前10時00分
灯油（4,000リットル以上）	配達	管内全域	午前10時10分
灯油（4,000リットル未満）	配達	管内全域	午前10時20分
A重油（4,000リットル以上）	配達	管内全域	午前10時30分
A重油（4,000リットル未満）	配達	管内全域	午前10時40分
プロパンガス	配達	二戸市	午前10時50分
プロパンガス	配達	一戸町	午前11時00分
プロパンガス	配達	軽米町	午前11時10分
プロパンガス	配達	九戸村	午前11時20分

- (2) 場所 岩手県二戸地区合同庁舎4階入札室（岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3）

### 6 入札保証金 免除

### 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

## 8 入札書に関する事項

入札書（様式第2-1～12号単価入札書）により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、県北広域振興局長とする。
- (4) 品目、規格、地区及び品目の銘柄
- (5) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとする。  
なお、軽油（免税軽油を除く。）の入札金額は、軽油引取税に相当する額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に軽油引取税に相当する額を加算した金額とし、1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとする。
- (6) 件名
- (7) 契約期間
- (8) 納入場所

## 9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 9(2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者またはその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者またはその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

## 11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。  
なお、郵送による場合は「辞退扱い」とするものとする。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

## 12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額（税込）に1(2)の表中の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき、若しくは、落札者が過去2年の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告または入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合または満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

## 13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県北広域振興局二戸審査指導監  
〒028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 電話番号 0195-26-8075